

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="167 904 767 1149"> <tr> <td data-bbox="167 904 608 1099">1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事、技監並びに本庁の統括企画指導監及び統括技術企画指導監</td> <td data-bbox="608 904 767 1099">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="167 1099 767 1149">[略]</td> </tr> </table>	1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事、技監並びに本庁の統括企画指導監及び統括技術企画指導監	[略]	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="853 904 1453 1149"> <tr> <td data-bbox="853 904 1294 1099">1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事、技監、<u>本庁の統括企画指導監及び統括技術企画指導監並びに知事部局付</u></td> <td data-bbox="1294 904 1453 1099">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="853 1099 1453 1149">[略]</td> </tr> </table>	1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事、技監、 <u>本庁の統括企画指導監及び統括技術企画指導監並びに知事部局付</u>	[略]	[略]	
1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事、技監並びに本庁の統括企画指導監及び統括技術企画指導監	[略]								
[略]									
1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事、技監、 <u>本庁の統括企画指導監及び統括技術企画指導監並びに知事部局付</u>	[略]								
[略]									
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この訓令は、令和8年4月21日から施行する。